

入札説明書

令和8年3月5日

新潟県立新潟テクノスクール

1 入札の概要

(1) 調達案件名及び数量

空調設備保守点検業務委託 一式

(2) 契約方法

一般競争入札

(3) 調達案件の仕様書等

仕様書のとおり

(4) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

(5) 履行場所

新潟県立新潟テクノスクール（新潟県新潟市中央区鑑西1丁目11番2号）

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 新潟県から指名停止措置を現に受けていない者であること。

(3) 本調達案件の公告日現在で、新潟県新潟地域振興局新潟地域整備部管内で新潟県建設工事入札参加資格者名簿の管工事A等級に登録されている

者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 県内に本社(本店)又は営業所等が所在する者であること。

3 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-0915

新潟県新潟市中央区鏡西1丁目11番2号

新潟県立新潟テクノスクール総務課

電話番号 025-247-7361

Eメール ngt055010@pref.niigata.lg.jp

4 入札者に要求される事項

本案件の入札に参加を希望する者は、令和8年3月19日(木)午後4時までに「入札参加申請書」(別紙)を上記3の場所に持参又は郵送で提出しなければならない。

また、入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 開札の日時及び場所

令和8年3月27日(金)13時30分

新潟県立新潟テクノスクール 管理棟4階 会議室

6 入札及び開札の方法

(1) 前記5の開札の日時及び場所に参加し、入札書を提出すること。

なお、代理人が入札に参加する場合は、入札時刻までに委任状を提出の上、入札書には代理人の氏名を記載、委任状の「受任者の使用印鑑」と同じ印鑑を押印すること。

また、入札に参加する際、次のものを持参すること。

- ・ 再入札に使用する印鑑（代理人が参加する場合は「受任者の使用印鑑」）

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札をした場合において、入札金額のうち新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第54条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の範囲内の価格の入札がないときは、再入札を行うものとする。

なお、書留郵便により入札を行ったものについては、再入札に参加する意思がないものとみなす。

また、後記7の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることはできない。

- (4) 再入札を行うこととなった場合は、初回入札結果公表後、入札執行職員が口頭で通知した時刻に再入札書を提出すること。
- (5) 再入札は1回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者等と随意契約の交渉を行うことがある。

7 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に定めた資格のない者のした入札又は代理権の確認を受けない代理人のした入札
- (2) 入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
- (3) 同一の入札者が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (4) 脅迫その他不正の行為によってした入札
- (5) 再入札を行うこととなった場合において、初回入札最低価格以上の価格を記載した入札
- (6) 入札書を郵送する場合において、書留郵便以外によってした入札又は新潟県立新潟テクノスクールに開札日時までに到着しなかった入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定

9 契約書作成の要否 要

10 契約条項

「空調設備保守点検サービス契約書（案）」による。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札時に入金することとし、入札金額（消費税及び地方消費税を加算した額）の100分の5に相当する金額以上の金額とすること。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。

ただし、契約者が落札決定日から起算して過去2年間に、県、国またはほかの地方公共団体との契約実績において、前記2(3)の営業品目で、本案件と同規模以上の契約を2回以上締結し、これらすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるときは免除する。

12 支払条件

当県が行う検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。